

戦没者等のご遺族の皆さまへ

「第11回特別弔慰金」の申請を受け付けています

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お1人に特別弔慰金を支給します。

▼対象

① 令和2年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した方

② 戦没者等の子

③ 戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が

入れ替わります。

④ 上記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限りです。

▼支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

▼請求期限 令和5年3月31日

※請求期限を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。詳しくはお問い合わせください。

▼申込み・問合せ 保健福祉課福祉係 ☎(72)6917

大田原税務署からのお知らせ

令和元年分確定申告における所得税等の口座振替日の変更

今般、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、「所得税及び復興特別所得税」、個人事業者の「消費税及び地方消費税」、「贈与税」の申告期限・納付期限が4月16日まで延長されました。

これに伴い、「所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」の振替納税を利用している方の振替日が下表のとおり変更となります。

▼問合せ 大田原税務署 ☎0287・22・3115

※自動音声案内により番号をお選びください。



税目等		口座振替日
申告所得税及び復興特別所得税	確定分	5月15日(金)
	延納分	6月1日(月)
個人事業者の消費税及び地方消費税	確定分	5月19日(火)

住民票などの窓口発行手数料を改定しました

4月1日から住民票など一部の窓口発行書類の発行手数料を左表のとおり改定しました。

発行にかかる経費は全額手数料で賄われることが望ましいとされていきます。しかし、現在発行経費の一部は、町民の皆さまからの税

金が充てられています。受益者負担の原則に基づき、サービスの公平性を確保するための改定となりました。ご理解をお願いします。

▼問合せ 総務課行政改革係 ☎(72)6902

		改正前	改正後
固定資産税に係る土地に関する図面の写しの交付手数料 (税務課)	1枚につき	200円	300円
電磁的記録により作成した地籍集成図の写しの交付手数料(※1) (税務課)	1枚につき	200円	300円
印鑑に関する証明手数料(※2) (住民生活課)	1枚につき	200円	300円
住民票(広域交付を含む)または戸籍の附票の写しの交付手数料(※3) (住民生活課)	1枚につき	200円	300円
住民票または戸籍の附票に関する証明手数料 (住民生活課)	1枚につき	200円	300円

※1 地籍集成図に案内図(住宅地図のコピー)を添付する場合、500円となります。
 ※2・3 マイナンバーカードを使用して、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機で交付を受ける場合、従前とおりの200円で交付を受けることができます。